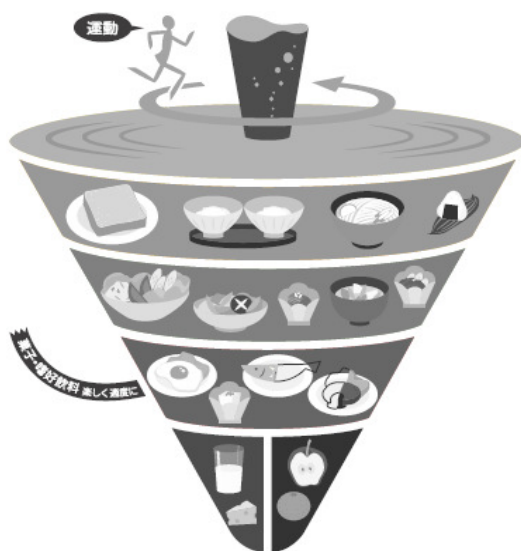


三浦市食育推進計画



平成22年3月
三浦市

目 次

I. はじめに	
1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の期間	3
II. 食育推進の基本的考え方	
1. 三浦市の特性	4
2. 三浦市における食育の推進方向	5
3. 三浦市における食育の推進体制	6
III. 食育推進の目標と評価指標	
1. 一体感政策分野における目標と評価指標	7
2. もてなし政策分野における目標と評価指標	8
3. 生活支援政策分野における目標と評価指標	9
4. 都市政策分野における目標と評価指標	10
IV. 食育推進の展開	
1. 一体感政策分野における展開	11
2. もてなし政策分野における展開	12
3. 生活支援政策分野における展開	13
4. 都市政策分野における展開	14
V. 資料	
1. 神奈川県食育推進計画に掲げる目標値	15
2. 三浦市における主な食育関連事業（本編掲載以外）	17
3. 三浦市食育推進計画策定プロジェクトチーム設置要領	19

I. はじめに

1. 計画策定の趣旨

社会経済情勢がめまぐるしく変化し、多様化するライフスタイルを過ごす現代社会において、国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められています。

こうした中、平成 17 年 7 月 15 日に食育基本法が施行されました。この法律では、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるようにするため、食育を総合的、計画的に推進することを目的としています。

また、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。(第 10 条)」と規定され、更に「都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。(第 17 条)」、「市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画を作成するよう努めなければならない。(第 18 条)」とされ、神奈川県においては平成 20 年 3 月に「神奈川県食育推進計画『食みらい かながわプラン』」を策定しました。

そこで、本市では市民のみならず本市を訪れ、また本市の農産物や水産物をという食材を通じて係わる人々が健全な心身と豊かな人間性を培い、育むための施策についての計画として三浦市食育推進計画を策定しました。

2. 計画の位置づけ

- (1) 食育基本法第 18 条に定める市町村食育推進計画とします。
- (2) 第 4 次三浦市総合計画を横断的に補完する個別計画とします。
- (3) 神奈川県食育推進計画「食みらい かながわプラン」を指針とする計画とします。
- (4) 平成 18 年 3 月 31 日に作成された国の食育推進基本計画に規定された教育ファーム推進計画とします。
- (5) 平成 22 年から平成 26 年を計画期間とする次世代育成支援後期行動計画と相互に連携・補完する計画とします。

3. 計画の期間

計画の期間は、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間とします。

ただし、情勢の変化等により計画期間内においても必要に応じ見直すこととします。特に計画期間の中間年である平成 24 年度は、神奈川県食育推進計画「食みらい かながわプラン」及び第 4 次三浦市総合計画基本計画の計画期間であることから、必要に応じ計画を改定することとします。

Ⅱ. 食育推進の基本的考え方

1. 三浦市の特性

本市は、三方を海に囲まれた温暖な気候のため、更には江戸から東京へと時代は変遷しても大消費地に近いという特性のため古くから農産物、水産物の生産拠点でした。

更に大消費地に住む人々にとっての観光の地でもありました。

本計画は、生産拠点であり来遊の地であるという地域特性を踏まえた計画として策定しました。

また、本市は第4次三浦市総合計画において、次に掲げる3つのまちづくりの目標（施策の大綱）を掲げ、これに即した、施策体系別の機構改革（部門別経営）を進め、行政運営に取り組んでいます。

本計画も、施策の大綱と施策体系別行政運営を踏まえた計画として策定しました。

3つのまちづくりの目標

- 1 一体感のある都市づくりをめざして～心を合わせる
- 2 もてなしの心をもつ都市をめざして～交流を育む
- 3 住み心地のよい都市をめざして～暮らしを支える

2. 三浦市における食育の推進方向

食育基本法では前文の冒頭において、「二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。」と規定しています。

「食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが」と示されているように人生の全てのライフステージで食育を進めることは重要ではありますが、本市はこの食育基本法に示されている「子どもたち」に主眼を置いた計画として三浦市食育推進計画を策定しました。

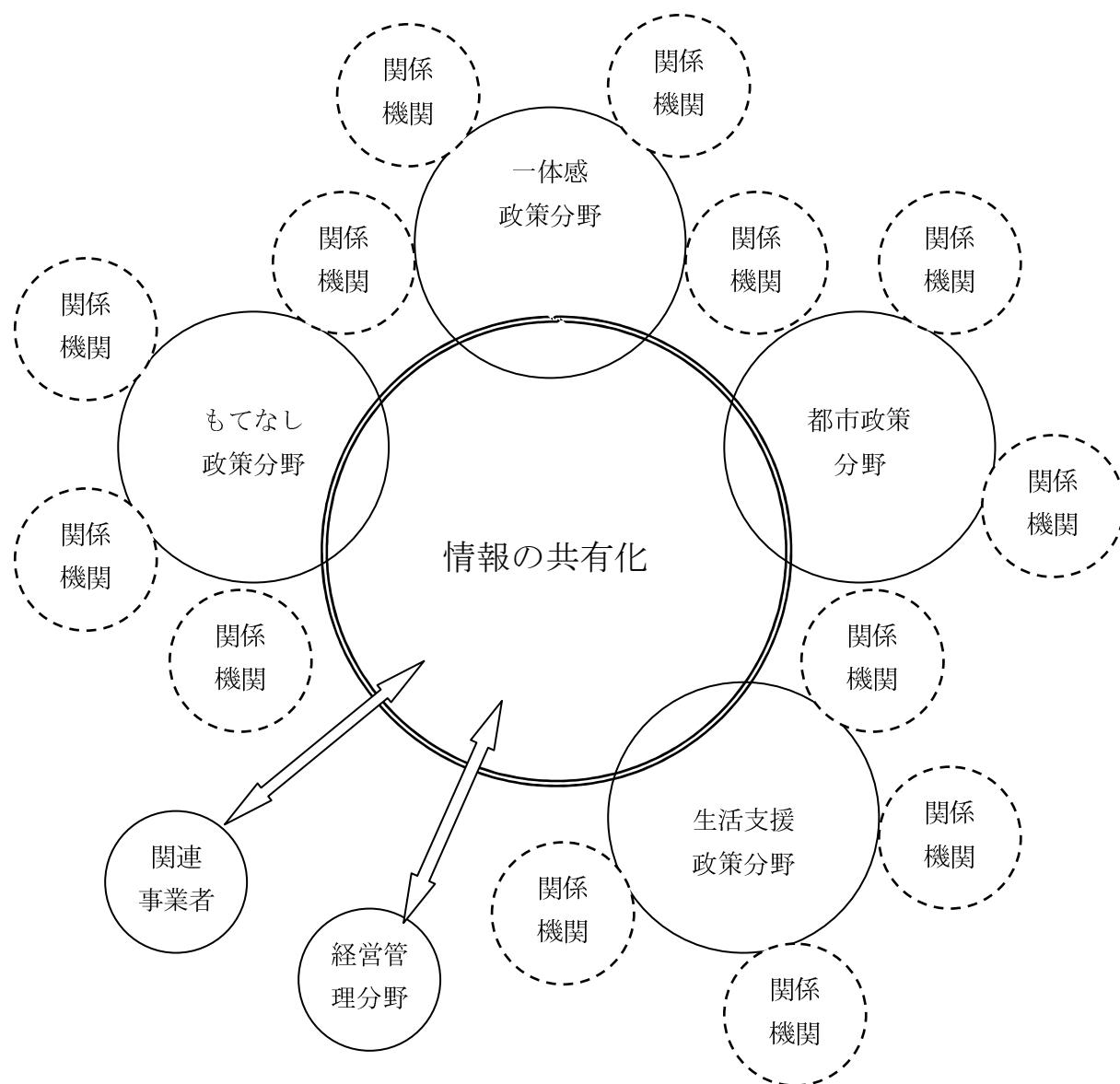
3. 三浦市における食育の推進体制

「1. 三浦市の特性」に示したとおり、本市では部門別経営を進め、行政運営に取り組んでいます。施策の大綱と施策体系別行政運営を踏まえ、計画策定段階から部門別経営を踏まえた計画として策定し、これに応じた体制で食育を推進していきます。

具体的には、各部門が学校を始め関係する機関・団体と連携することによって、家庭や地域とも一体となって進めていきます。そして部門間の連携を図るために、部門ごとの組織運営の担当が中心となって情報共有や進行管理を進めていきます。

また、食育に関連する事業は、民間企業をはじめ多岐にわたる分野、主体により取組まれていることから、食育推進の総合調整の担当が情報の一元管理を進めます。

政策部門と関係機関の連携による推進体制のイメージ



Ⅲ. 食育推進の目標と評価指標

1. 一体感政策分野における目標と評価指標

第4次三浦市総合計画に掲げる大綱の1つ「一体感のある都市づくりをめざして～心を合わせる」について基本計画では、次の5つの目標を掲げています。

- (1) 市民による自然の活用・付加価値化の促進
- (2) 三浦が一体となる文化づくり
- (3) 一体感を育てる人材育成
- (4) 地域における支え合いの環境づくり
- (5) 連携のネットワークづくり

この中で、主に一体感政策部門に関連する目標は次の2つです。

- (2) 三浦が一体となる文化づくり
- (3) 一体感を育てる人材育成

また、この分野では、神奈川県食育推進計画「食みらい かながわプラン」の目標として、次の3つが関連します。

- 目標2 食を大切にする心を育てる
- 目標3 県民が主役となった運動を進める
- 目標5 生産体験や生産者と消費者との交流を進める

これらに関連性、共通性の高いものとして、目標とその評価指標を次のとおり定めます。

目 標 日常の生活の中で、食に関する基礎知識を身につける

成果指標 教育ファーム体験児童の割合（市内小学校卒業までの体験児童の割合100％）

※教育ファームとは

自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深めること等を目的として、市町村、農林漁業者、学校などが一連の農作業等の体験の機会を提供する取組をいいます。

ここでいう「一連の農作業等の体験」とは、体験者が、実際に農林水産業を営んでいる方の指導を受け、同一作物について2つ以上の作業を年間2日以上期間行うことを指します。

本市では、市内各小学校において、児童が農業者の指導を受けながら学校園を活用した農作業を体験しています。学校と生産者が協力・連携することにより、児童は三浦市の基幹産業である農業に触れ、農業について、また広く地域を知るきっかけとして今後も取組みが期待されており、取組みを通じて、食（材）に関する様々な知識を身につけることが望まれます。

2. もてなし政策分野における目標と評価指標

第4次三浦市総合計画に掲げる大綱の1つ「もてなしの心をもつ都市をめざして～交流を育む」について基本計画では、次の5つの目標を掲げており、主にもてなし政策部門で取組みます。

- (1) 6次経済の構築
- (2) 企業・起業家へのもてなし環境づくり
- (3) もてなしの心のPR
- (4) もてなしの心をあらわす人材・団体の育成
- (5) もてなしの都市空間づくり

また、この分野では、次の神奈川県食育推進計画「食みらい かながわプラン」の目標として、次の2つが関連します。

目標5 生産体験や生産者と消費者との交流を進める

目標7 食に関する正しい理解を深める

これらに関連性、共通性の高いものとして、目標とその評価指標を次のとおり定めます。

目 標 三浦市に住み、訪れる人が、三浦市の食にふれる

成果指標 市民と来遊者が三浦市の食を楽しむ官民協働イベントの開催数（毎年2回以上）

3. 生活支援政策分野における目標と評価指標

第4次三浦市総合計画に掲げる大綱の1つ「住み心地のよい都市をめざして～暮らしを支える」について基本計画では、次の6つの目標を掲げています。

- (1) 若者の就業の場を生み出す産業づくり
- (2) 特色のある住宅地の整備
- (3) 子どもを産み育てたくなる環境づくり
- (4) 生きがいをもって生涯を過ごせる環境づくり
- (5) 安心で安全な生活環境づくり
- (6) 快適で安全性の高い生活基盤の整備

この中で、生活支援政策部門に関連する目標は次の3つです。

- (3) 子どもを産み育てたくなる環境づくり
- (4) 生きがいをもって生涯を過ごせる環境づくり
- (5) 安心で安全な生活環境づくり

また、この分野では、神奈川県食育推進計画「食みらい かながわプラン」の目標として、次の2つが関連します。

- 目標1 食を通して健康で心豊かな生活をおくる
- 目標4 健全な食生活をおくるための家庭環境をつくる

これらに関連性、共通性の高いものとして、目標とその評価指標を次のとおり定めます。

目 標 正しい食生活習慣を身につける

成果指標 朝食を毎日食べる児童の割合（90%以上）

4. 都市政策分野における目標と評価指標

第4次三浦市総合計画に掲げる大綱の1つ「住み心地のよい都市をめざして～暮らしを支える」について基本計画では、次の6つの目標を掲げています。

- (1) 若者の就業の場を生み出す産業づくり
- (2) 特色のある住宅地の整備
- (3) 子どもを産み育てたくなる環境づくり
- (4) 生きがいをもって生涯を過ごせる環境づくり
- (5) 安心で安全な生活環境づくり
- (6) 快適で安全性の高い生活基盤の整備

この中で、都市政策部門に関連する目標は次の4つです。

- (2) 特色のある住宅地の整備
- (3) 子どもを産み育てたくなる環境づくり
- (5) 安心で安全な生活環境づくり
- (6) 快適で安全性の高い生活基盤の整備

また、この分野では、次の神奈川県食育推進計画「食みらい かながわプラン」の目標が関連します。

目標6 食文化や環境に配慮した生産と消費を心がける

これらに関連性、共通性の高いものとして、目標とその評価指標を次のとおり定めます。

目 標 食と環境との関係を理解する

成果指標 廃棄物処理の仕組みを学ぶ児童の割合（市内小学校卒業までの学習児童の割合100%）

IV. 食育推進の展開

1. 一体感政策分野における展開

一体感政策分野において掲げる目標「日常の生活の中で、食に関する基礎知識を身につける」の達成に向けて、特に子どもたちに対する主要な施策として次の取組みを進めます。

また、学校教育等の取組みでは、栄養教諭との連携を図り、効果的に進めることとします。

- ☆ 学校園を活用した教育ファームの推進
- ☆ 学校給食を通じた計画的な食育の推進
- ☆ 学校給食における地産地消の推進
- ☆ 農漁業体験の推進
- ☆ 料理体験（教室）の推進

また、関連する主な総合計画実施計画事業として次の事業に取り組めます。

- ★ 農業体験学習の推進

2. もてなし政策分野における展開

もてなし政策分野において掲げる目標「三浦市に住み、訪れる人が、三浦市の食にふれる」の達成に向けて、特に子どもたちに対する主要な施策として次の取組みを進めます。

- ☆ 農漁業体験を行う教育旅行等の推進
- ☆ 三浦の食を体験できるイベントの実施
- ☆ 三浦の食を入手できる場（機会）の拡大

また、関連する主な総合計画実施計画事業として次の事業に取り組めます。

- ★ 教育旅行誘致事業
- ★ ようこそ みうら！インバウンド推進事業
- ★ 誘客営業事業
- ★ 三浦市東京支店事業
- ★ 地場産品消費拡大対策事業
- ★ みうら夜市事業
- ★ 三浦国際市民マラソン事業
- ★ 三浦ブランド商品販売促進支援事業

3. 生活支援政策分野における展開

生活支援政策分野において掲げる目標「正しい食生活習慣を身につける」の達成に向けた主要な施策として次の取組みを進めます。

- ☆ 健康診査等を通じた栄養指導
- ☆ 食生活改善推進員の拡充
- ☆ 農漁業生産品の入手の場、販路の拡大
- ☆ 健康教室、母子教室等における食育の推進

また、関連する主な総合計画実施計画事業として次の事業に取り組めます。

- ★ 次世代育成支援事業
- ★ 幼・保育園歯みがき指導事業
- ★ 民間保育所振興事業
- ★ 健康管理事業

4. 都市政策分野における展開

都市政策分野において掲げる目標「食と環境との関係を理解する」の達成に向けた主要な施策として次の取組みを進めます。

- ☆ 生ごみの減量化・再資源化の推進
- ☆ 廃食用油回収の推進
- ☆ EM 活性液配布の推進

また、関連する主な総合計画実施計画事業として次の事業に取り組めます。

- ★ 地下水保全対策事業
- ★ 排水路水質浄化研究事業
- ★ 合併処理浄化槽設置整備事業
- ★ (仮称) 三浦バイオマスセンター整備支援事業
- ★ 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画策定事業
- ★ 生ごみ処理機等補助事業

V. 資料

1. 神奈川県食育推進計画に掲げる目標値

※目標値は平成24年度

目標1 食を通して健康で心豊かな生活をおくる	現状値	目標値
①メタボリックシンドロームを認知している県民の割合	79.3%	85%以上
②食事バランスガイドを参考に食生活をおくっている県民の割合	36.5%	70%以上
③メタボリックシンドローム予備群・該当者数 (40歳～74歳)	(男性)103万5千人	それぞれ 10%減少
	(女性)19万1千人	
④一日あたりの野菜摂取量	311.2g	350g以上
⑤同居している人と朝食を食べる県民の割合	65.6%	80%以上
目標2 食を大切にすることを育てる	現状値	目標値
⑥公立小・中学校の学校給食において地場産物を使用する割合	15.4%	30%以上
⑦生産体験学習を行う公立小・中学校の割合	56.8%	65%以上
⑧食に関する年間指導計画を策定している公立小・中学校の割合	41.8%	100%
目標3 県民が主役となった運動を進める	現状値	目標値
⑨食育に関心をもっている県民の割合	81.3%	90%以上
⑩食育の推進に関わるボランティアの数	7,050人	8,500人以上
⑪食育推進計画を策定している市町村の割合	3市(9%)	33市町村(100%)
目標4 健全な食生活をおくるための家庭環境をつくる	現状値	目標値
⑫朝食を欠食する県民の割合		
ア(小学5年生)	5.0%	0%に近づける
イ(中学2年生)	11.3%	0%に近づける
ウ(20代男性)	21.4%	15%以下
エ(30代男性)	22.4%	15%以下
⑬同居している人と朝食を食べる県民の割合(再掲)	65.6%	80%以上

目標 5 生産体験や生産者と消費者との交流を進める	現状値	目標値
⑬農林水産業の作業体験をしたことがある県民の割合	50.2%	60%以上
⑭市民農園の利用区画数	23,259 区画	25,000 区画以上
⑮大型直売施設における購買者数	160 万人	320 万人以上
⑯教育ファームの取組がなされている市町村の割合	22 市町(59%)	33 市町村(100%)
目標 6 食文化や環境に配慮した生産と消費を心がける	現状値	目標値
⑰ふるさとの生活技術指導士による指導人数	19,920 人	22,000 人以上
⑱環境保全型農業協定締結団体構成員数とエコファーマー数の合計が販売農家数に占める割合	販売農家数の 15% (2,499 人)	販売農家数の 25%以上
目標 7 食に関する正しい理解を深める	現状値	目標値
⑲食品の安全性に関する基礎的な知識をもっている県民の割合	69.7%	75%以上
⑳栄養成分表示を実施する学校、病院、事業所等の給食施設の割合	93.0%	100%

2. 三浦市における主な食育関連事業

事業名等	対象者	内容	実施主体
むし歯予防教室		上の歯が4本生えたら虫歯予防教室を受けましょう。	—
三崎まぐろ鉄火巻日本一寿司づくり大会参加者募集	小(4年生)以上	三崎特産品のまぐろを使った鉄火巻。目指すは、日本記録更新！！	○
親子農業体験教室	小+保護者	作物：じゃがいも、さつまいも、とうもろこし、トマト等 共同作業日：全8回	○
特定健診(みうら国保健)、特定保健指導	国保加入の40～74歳	メタボリックシンドローム(内臓脂肪型肥満)に着目した生活習慣病予防のための保健指導	—
食品衛生責任者養成講習会		飲食店の営業に必要であり、店舗や施設等の公衆衛生を行う責任者の養成講習会	○
廃食用油の回収		一般家庭で使用または未使用の植物性油を回収し、廃食用油を石けんにリサイクルしています。	○
三浦市農業体験学習	小(高)	三浦半島地区農業経営士会の農家が三浦農業の体験学習を実施します。	—
児童期家庭教育学級 みちしお学級	小(低中)の子を持つ親	そだてよう(芽・眼・視) 講義、施設見学会等「県農業技術センター」「給食試食とお話」「県水産技術センター」ほか	—
母親父親教室 (パパママ教室)	もうすぐお父さんお母さんになる人	お母さんと赤ちゃんの栄養、赤ちゃんの歯の話、妊娠中の健康相談・栄養相談ほか	—
EM活性液の無料配布		水路や川の水をきれいにする働きをする「米のとぎ汁発酵液」の元になる、EM活性液の無料配布	—
三浦市歯のフェスティバル		歯科健診・歯科相談、お口の細菌の観察、食育のコーナーほか	—
三浦・海のフェスティバル 稚魚放流参加者募集	小(3年生)以上 + 家族同伴	プレジャーボートや漁船に乗り込んで、稚魚を放流しませんか。海の大切さや資源について勉強する良い機会	○
したうら塾	小(中高)、中	夏休みのおやつ〜クッキーづくり〜 ほか	—
夏休み子どもパン教室	小(中高)	パンづくり名人になろう！ 世界にひとつしかない、オリジナルパン	—
夏の体験学習	小	飲み物の糖度測定	○
ぶくぶくクラブ (家庭内フッ素液配布事業)	小～中	歯科健診及び歯磨き指導、口腔内写真撮影	—
げんき教室	市内在住64歳以下	メタボリックシンドロームを理解しよう、お口の健康と体の不思議な関係、お弁当を食べよう ほか	—

事業名等	対象者	内容	実施主体
みんなで作るワークショップ		市民まつり関連イベント「みんなで作る・名物弁当」	—
三崎港町まつり・三浦半島物産展		三浦半島の特産品販売、イベント(まぐろ体重当てクイズ、漁船クルージング、魚のタッチプール)ほか	○
手作り和菓子教室	市内在住在勤者	「おいしい和菓子でお正月を」花びら餅、練りきり	—
初声市民センター講座「幼児期家庭教育学級」	市内在住の小学校入学前の子を持つ親	講義・実習「学校給食の人気メニューに挑戦」	—
みうら市民まつり		元気ごはん、体験バイキング、歯っぴい体験コーナー等	○
三浦花とみどりのつどい		身近な花と緑を育てる (来場者にブルーベリーの苗木を配布)	—
平農祭		県立平塚農業高等学校初声分校で、文化祭と収穫祭を兼ね、生徒が栽培した草花や野菜、ミカン等を販売	○
三浦市社会教育講座「料理教室」	市内在住在勤者	みうらの野菜・魚をおいしく食べる料理講座 三浦大根を味わう、魚の三枚おろしと地場野菜の煮物ほか	—
南下浦町区長会 新年もちつき大会		恒例のチョコケンによる「新年もちつき大会」 来場者には、つきたての「おもち」などをくばります。	—
初声味わい広場	市内在住在勤者	プロの味を堪能しよう！ ～鯨の押し寿司とまぐろカマの煮付け～	—
趣味の農業	市内在住60歳以上	60歳からの農業、あなたも始めてみませんか。 自然の摂理に多くのものを学びます。	○
三浦市学校給食展		給食に関する展示、ゲームコーナー、給食の試食など	—
子ども料理教室	小(中高)	ロールケーキをつくろう	○
社会人聴講生募集	中学校卒業以上の人	県立平塚農業高等学校初声分校で、聴講生を募集 (作物の栽培知識と技術の習得、自然観察など)	○
食生活改善推進員養成講座受講者募集	市民、1年間(12回)受講できる方	食生活を中心に幅広く健康づくりの知識、技術を楽しく学べます。(食生活の基礎知識、調理実習など)	—
健康宅配便		健康な市民生活を送って頂くために「出張健康講座」を行っています。	—

※実施主体欄の「—は、三浦市(役所)」、「○は、三浦市以外」

3. 三浦市食育推進計画策定プロジェクトチーム設置要領

(趣旨)

第1条 三浦市食育推進計画策定プロジェクトチーム（以下「チーム」という。）の組織及び運営に関し、三浦市プロジェクトチームの設置等に関する規程（平成15年三浦市訓令第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 チームは、食育基本法第18条の規定による市町村食育推進計画の策定に関し実務的な検討、調査、資料作成等を行うことを目的とする。

(メンバー)

第3条 チームのメンバーは、別表のとおりとする。

(会議及び活動)

第4条 チームの会議は、必要に応じて開催することとする。

(意見の聴取)

第5条 リーダーが必要と認めるときは、メンバー以外の職員を会議に出席させ、その者の説明及び意見を求めることができる。

(活動期間)

第6条 チームの活動期間は、平成22年3月31日までとする。

(チームの庶務を担当する総務室)

第7条 チームの庶務は、もてなし総務室で処理する。

(その他必要な事項)

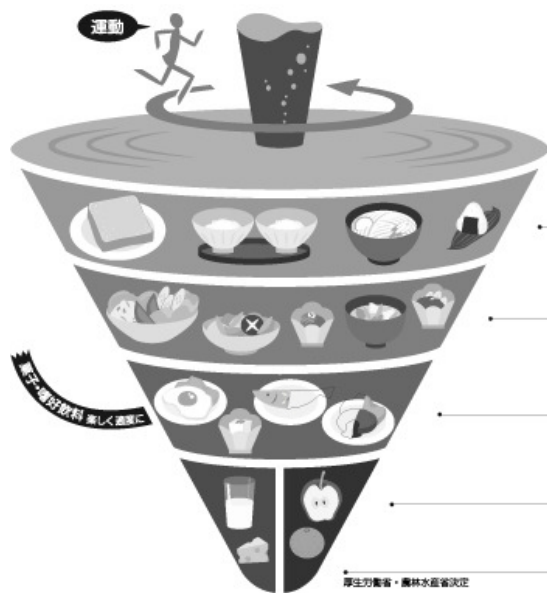
第8条 この要領に定めるもののほか、チームを運営する上で必要な事項は、チームの会議において定めるものとする。

附 則

この要領は、平成21年6月26日から施行する。

別 表（第3条関係）

所 属	職 名	氏 名
もてなし総務室	室長	君島 篤（リーダー）
保健福祉部健康づくり課	課長	小野 功人（サブリーダー）
教育部学校教育課	課長	及川 圭介
環境部環境課	課長	門崎 太
政策経営部政策経営課	課長	木村 靖彦



食事バランスガイド

あなたの食事は大丈夫？

1日分	料理例
5~7 主食 (ごはん、パン、麺) つ(SV) ごはん(中盛り)だったら4杯程度	1つ分 = ごはん(盛り)1杯、おにぎり1個、食パン1枚、ローソンの食パン 15つ分 = ごはん(盛り)1杯、うどん1杯、もやしそば1杯、スシ/ラヂュー
5~6 副菜 (野菜、きのこ、海藻料理) つ(SV) 野菜料理5皿程度	1つ分 = 白菜のソテー、きんぴら、おひたし、ほうろく煮、ひじきの煮物、梅干し、きのこのソテー 2つ分 = 野菜の味噌汁、野菜炒め、きのこの炒め物、きのこの味噌汁
3~5 主菜 (肉、魚、卵、大豆料理) つ(SV) 肉・魚・卵・大豆料理から3皿程度	1つ分 = 肉、魚、卵、大豆料理 2つ分 = 肉、魚、卵、大豆料理 3つ分 = ハンバーグステーキ、煮物、揚げ物、焼肉、お肉のたれ、お肉のたれ
2 牛乳・乳製品 つ(SV) 牛乳だったら1本程度	1つ分 = 牛乳(200ml)、ヨーグルト、チーズ、ソフトクリーム、アイス、牛乳(100ml) 2つ分 = 牛乳(200ml)2本
2 果物 つ(SV) みかんだったら2個程度	1つ分 = みかん1個、りんご1個、バナナ1本、葡萄1房、ぶどう1房、りんご1個、りんご1個

※SVとはサービング(食事の提供量の単位)の略

三浦市食育推進計画

平成 22 年 (2010 年) 3 月

編集・発行 三浦市経済振興部もてなし総務室

〒238-0298

神奈川県三浦市城山町 1-1

電話 046-882-1111 (代表)

FAX 046-882-1161

ホームページ <http://www.city.miura.kanagawa.jp/>